

評 価 証

第 1 0 0 0 2 号

【技術の名称】

水中位置監視システム（水中ポジショニングシステム）

1. 依 頼 者

法人の名称 五洋建設株式会社
住 所 東京都文京区後楽 2 - 2 - 8

2. 評価の前提

評価の前提は、本技術の適用にあたって依頼者が推奨する方法で使用されるものとする。

3. 評価の範囲

評価の範囲は、依頼者より提出された開発の趣旨、開発目標に対して、施工実績の結果等により確認できる範囲とする。詳細は港湾関連民間技術の確認審査・評価報告書（第 1 0 0 0 2 号）に示す。

4. 評価の結果

一般財団法人沿岸技術研究センターが定める港湾関連民間技術の確認審査・評価に関する実施要領に基づき、依頼のあった標記の技術について下記の内容を確認した。

- (1) 平面測位精度は適用範囲において送受波器とトランスポンダ間の距離の $\pm 4\%$ 、測深精度は $\pm 50\text{cm}$ 以下で対象物の位置を特定できること。
- (2) 3つの対象物の位置を同時に把握できること。
- (3) 水中の管理範囲に対象物が侵入したことを検知できること。
- (4) 対象物の移動軌跡を記録できること。

なお、評価証の有効期限は5年間とする。

平成 2 3 年 7 月 1 日 第 1 0 0 0 2 号
令和 8 年 3 月 3 1 日 第 3 回 更新

一般財団法人 沿岸技術研究センター
理 事 長 宮 崎 祥 一

